

令和元年度

事業報告

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

令和元年度 事業報告

○ 公益事業

- 1 地方自治法第263条の2の規定に基づく相互救済事業
- 2 防災に係る調査研究及び普及啓発事業
- 3 消防・防災施設整備事業等資金融資事業
- 4 防災専門図書館事業
- 5 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

○ 収益事業

- 6 日本都市センター会館事業
- 7 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

○ その他

- 8 総会及び理事会の開催について
- 9 内部統制システムの運用状況の概要について
- 10 附属明細書

本会は、昭和24（1949）年1月、全国の各市が、地方自治の発展と住民福祉の向上をめざし、地方自治法第263条の2の規定に基づき、相互救済事業を実施するために共同で設置した公益的法人であり、各市の皆様のお力添えをいただきながら事業の拡充と発展に努め、平成24（2012）年11月1日、公益社団法人の認可を取得し、現在に至ります。

今後とも、相互救済事業はもとより、防災、減災に関する事業の積極的な実施を通じて、住民の皆様の「セーフティネット」の役割を担うことにより、地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献してまいります。

なお、全国792市のうち、令和元年度末現在の会員市数は、790市となっており、前年度から3市増加しています。

1 地方自治法第263条の2の規定に基づく相互救済事業

地方自治法第263条の2の規定に基づき、全国の各市等の団体から委託を受け、共済委託団体の所有する財産（建物及び自動車）の損害に対する相互救済事業を行っています。

建物総合損害共済における令和元年度の実績は、契約件数325,090件、分担金額は67億2,050万7,029円で、前年度比3.0%の増加となりました。これは主として、建築費指数の引き上げに伴うものです。

一方、災害共済金は、69億8,937万5,592円で、前年度比60.2%の増加となり、この結果、損害率（災害共済金／分担金）は104.0%、前年度比37.1ポイントの大幅な増加となりました。この主たる要因は、平成30年度に発生した西日本豪雨や台風等の自然災害に対する災害共済金の支払が増加したことによるものですが、それに加え、ごみ処理場の大規模火災に対する支払が影響しています。

なお、令和元年度発生の自然災害に伴う災害共済金の請求のほとんどは、令和2年度以降に繰り越されています。

自動車損害共済における令和元年度の実績は、契約台数204,018台、分担金額（平衡負担金を含む。）は32億3,633万6,287円で、前年度比0.1%の増加となりました。

一方、災害共済金は、28億3,958万3,274円で、前年度比10.5%の増加となり、この結果、損害率は87.7%、前年度比8.2ポイントの大幅な増加となりました。この主たる要因は、平成24年度に発生した対人高額賠償事案の和解が成立したことによる災害共済金の支払が影響しています。

地震災害見舞金については、平成30年度中に発生した大阪北部地震、北海道胆振東部地震などで被災された共済委託団体37市に対し、3億6,728万円の見舞金をお支払いしました。

区 分		当年度実績(A)	前年度実績(B)	増 △減(A-B)	対前年度比
建物総合損害共済	契約件数	325,090 件	325,534 件	△444 件	99.9 %
	分担金額	6,720,507 千円	6,522,566 千円	197,941 千円	103.0 %
	共済金支払件数	5,607 件	5,489 件	118 件	102.1 %
	共済金支払金額	6,989,375 千円	4,362,627 千円	2,626,748 千円	160.2 %
	損害率	104.0 %	66.9 %	37.1 ポイント	—
自動車損害共済	契約台数	204,018 台	204,226 台	△208 台	99.9 %
	分担金額	3,236,336 千円	3,233,558 千円	2,778 千円	100.1 %
	共済金支払件数	15,654 件	16,972 件	△1,318 件	92.2 %
	共済金支払金額	2,839,583 千円	2,569,882 千円	269,701 千円	110.5 %
	損害率	87.7 %	79.5 %	8.2 ポイント	—

2 防災に係る調査研究及び普及啓発事業

ごみ処理施設は、市民生活にとって欠くことのできない公共施設であり、一たび災害が発生しますと、甚大な被害となるだけでなく、稼働停止により市民生活に大きな影響が及ぶこととなります。このため、本会では、ごみ処理施設の効果的な火災等事故予防に資するこれまでの調査研究である「ごみ処理施設の火災と爆発事故防止対策マニュアル」などを基に、当該施設の管理者及び技術担当者を対象とした研修会や共済委託団体を対象としたセミナーを開催するとともに、実際に事故のあった施設を訪問し、円滑な復旧及び再発防止のための支援活動に取り組みました。

また、建物総合損害共済において支払件数が高い水準で推移している落雷事故に関して、落雷が頻発する地域で共済委託団体を対象としたセミナーや雷被害施設への有効なアドバイスの実施など、落雷被害低減のための支援活動に取り組みました。

自動車損害共済については、共済委託団体において実施されている公用車事故抑止策に寄与するため、様々な事故防止の活動や手法を紹介した「地方公共団体における公用車事故防止対策資料集」などを基に安全運転講習会等を開催しました。

3 消防・防災施設整備事業等資金融資事業

本事業は、市及び市が設置する一部事務組合等の団体が実施する消防・防災施設整備事業等の資金に低廉な利率で融資し、消防・防災施設等様々な都市機能の整備及び充実並びにこれに係る団体の財政的負担の軽減を図るもので、令和元年度は、消防・防災施設整備事業等の資金として、302団体に86億6,360万円を融資しました。

償還期間別融資状況

償還 期間	融資利率		融資団体数*	融資額
	元利均等	元金均等		
5年	0.002%	0.002%	162団体	44億5,650万円
7年	0.002%	0.002%	18団体	4億3,490万円
10年	0.003%	0.003%	154団体	37億7,220万円
		合計	302団体	86億6,360万円

* 融資団体数については、償還期間が異なる融資があるため、合計が一致しません。

融資対象事業別融資状況

融資対象事業	融資事業数	融資額
消防・防災関連事業	310事業	74億3,100万円
その他事業	71事業	12億3,260万円
合計	381事業	86億6,360万円

4 防災専門図書館事業

令和元年度は、「防災専門図書館に関するあり方検討委員会」（平成25年3月報告）からの提言、また、「同フォローアップ会議」（平成29年3月報告）での意見等を踏まえ、次の事業を行いました。

図書館の認知度を向上させ、蔵書を有効活用する方策として、「図書館総合展」において防災専門図書館を他館の司書がどのように利用できるのかを紹介したところ、多くの利用の問合せがありました。また、5月から企画展「平成の災害史 ～災害から振り返る30年～」を開催し、9月からは「スーパー台風襲来!?! ～高潮災害を考える 伊勢湾台風から60年～」を開催して、計1,395名が来場されました。

令和元年度は、東日本台風・房総半島台風による災害が甚大であり、その被害について緊急展示を実施し、迅速な情報発信を行いました。

また、デジタルアーカイブの閲覧機能を向上させ、より利用しやすい環境を整備しました。

区 分	当年度実績
蔵書数	164,594 冊
来館者総数	1,566 人
非来館者総数（メール・電話での問合せ）	94 人
閲覧の状況	566 人 3,120 冊
貸出の状況	87 人 176 冊
インターネットアクセス件数	33,282 件

5 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

(1) 東日本大震災など過去の災害の教訓を踏まえ、都市において生活、活動される住民の皆様のセーフティネットの役割を担うため、防災・減災対策のセミナー等の啓発活動をとおして都市防災の推進を図っています。

令和元年度は、地域防災を推進するNPO法人等との共催で、全国各都市の職員、災害ボランティア及び一般住民を対象に、9月8日に「防災フォーラム～様々な耐震化（人・物・まち等）を考える～」を、11月21日に「都市を襲う大規模な水災害に備える～アメリカの最新事例に学び、日本の水災害対策に活かすために～」をテーマに「第21回都市防災推進セミナー」を開催しました。

(2) 全国的観点で実施される「防災・危機管理に関する政策の企画立案及びその実施等に関する調査研究」、「消防・防災活動等に関する施策の普及、啓発及び活性化に関する事業」及び「安全安心なまちづくり等の前提となる都市政策、行政経営及び地方自治制度等都市に関する調査研究」に関する事業について、次のとおり協助金を交付しました。

(単位：千円)

団体名	当年度実績(A)	前年度実績(B)	増 △減(A-B)
全国市長会	56,000	56,000	0
全国市議会議長会	28,000	28,000	0
公益財団法人 日本都市センター	98,000	98,000	0
公益財団法人 日本消防協会	7,000	7,000	0
一般財団法人 日本防火・防災協会	11,000	11,000	0
合計	200,000	200,000	0

6 日本都市センター会館事業

日本都市センター会館事業は、全国都市の共同利用施設として、「ホテル部門」の運営については、(株)ロイヤルホテル及び(株)東京ロイヤルホテルに委託しており、毎事業年度終了後に運営実績等の総合的な評価を実施し、より効率的、効果的な運営に努めています。

また、「オフィス部門」については、貸事務室として各市東京事務所等、29団体が入居しています。

令和元年度における経常収益は26億8,986万1千円、経常費用は25億4,395万円、当期経常増減額は1億4,591万1千円の増となっています。

(単位：千円)

科 目		当年度実績(A)	前年度実績(B)	増 △減(A-B)
経 常 収 益	貸室収益	178,611	180,672	△ 2,061
	会議室収益	1,099,527	1,424,141	△ 324,614
	客室収益	1,072,719	1,167,478	△ 94,759
	食堂収益	274,597	317,777	△ 43,180
	その他収益	64,405	67,233	△ 2,828
	経常収益 計	2,689,861	3,157,304	△ 467,443
経 常 費 用	会館運営委託費	1,411,902	1,595,428	△ 183,526
	機械運転保守費	133,368	132,300	1,068
	減価償却費	362,368	350,132	12,236
	営繕費	168,791	105,592	63,199
	光熱水道費	169,273	177,389	△ 8,116
	租税公課	189,464	177,746	11,718
	その他費用	108,781	100,817	7,964
	経常費用 計	2,543,950	2,639,405	△ 95,455
当期経常増減額		145,911	517,898	△ 371,987
法人税等		2,352	693	1,659
当期一般正味財産増減額		143,558	517,205	△ 373,647

注1：内部取引消去前の事業別会計で表示しています。

注2：金額は千円未満を切り捨てて表示しています。単純合計と合計額が一致しない場合があります。

7 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

(1) 道路賠償責任保険取扱業務

市が管理する道路の賠償責任を補償する道路賠償責任保険について、本会が損害保険会社と団体保険加入に関する特約を締結し、604市が加入しています。

項 目	当年度実績(A)	前年度実績(B)	増 △減(A-B)
加入市数	604市	604市	—
加入道路延長距離	828,930 km	822,571 km	6,359 km
取扱保険料	695,772,209円	696,458,130円	△685,921円
取扱手数料	34,787,244円	34,822,515円	△35,271円

(2) 自動車損害賠償責任保険代理店業務

本会は、市等が所有する車両の自動車損害賠償責任保険の契約締結に関わる便宜を図るため、損害保険会社の代理店として、自動車損害賠償保障法による責任保険の取扱いを行っています。

項目	当年度実績(A)	前年度実績(B)	増 △減(A-B)
取扱台数	10,403台	10,570台	△167台
取扱保険料	194,095,950円	201,521,810円	△7,425,860円
代理店手数料	16,014,356円	16,246,482円	△232,126円

8 総会及び理事会の開催について

令和元年度は、総会及び理事会（決議の省略を含む。）を次のとおり開催し、議案については全て原案のとおり可決されました。

(総会)

開催日・決議日	議案・報告	議 題 名
令和元年6月25日	議案第1号	理事の選任について
	報告第1号	平成30年度事業報告及び決算について
	報告第2号	令和元年5月開催の通常理事会の決議内容について

(理事会)

開催日・決議日	議案・報告	議 題 名
令和元年5月27日	議案第1号	平成30年度事業報告について
	議案第2号	平成30年度決算について
	議案第3号	支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について
	議案第4号	総会において選任される理事候補者の決定について
	議案第5号	地区協議会会長の選任について
	議案第6号	改元に伴う関係諸規定の整備に関する規程の制定について
	議案第7号	業務方法書第12条に定める有資格者の選任について
	議案第8号	総会の日時、場所、目的である事項等の決定について
	議案第9号	総会において選任される理事候補者の決定について（追加）
	報告第1号	理事の退任について

	報告第2号	代表理事の職務執行の状況について	
	報告第3号	理事長の利益相反取引に係る重要事項について	
	報告第4号	平成30年度助成対象事業における各団体の実施状況について	
令和元年8月27日 (決議の省略)	議案第10号	顧問の選任について	
	議案第11号	地区協議会会長の選任について	
令和2年1月31日	議案第12号	令和2年度助成対象事業の承認及び協助金の交付額の決定について	
	議案第13号	令和2年度事業計画書について	
	議案第14号	令和2年度収支予算書等について	
	議案第15号	建物総合損害共済業務規程の一部を改正する規程の制定について	
	議案第16号	業務方法書の一部を改正する規程の制定について	
	議案第17号	自動車損害共済損害平衡負担金規程の一部を改正する規程の制定について	
	議案第18号	営繕積立資産の設定、管理及び処分に関する規程の一部を改正する規程の制定について	
	議案第19号	減価償却引当資産の設定、管理及び処分に関する規程の一部を改正する規程の制定について	
	議案第20号	文書管理規程の全部を改正する規程の制定について	
	議案第21号	職員就業規則の一部を改正する規則の制定について	
	議案第22号	理事長の利益相反取引に係る承認について	
		報告第5号	代表理事の職務執行の状況について
		報告第6号	新規入会について
	報告第7号	理事の退任について	

9 内部統制システムの運用状況の概要について

本会は、業務の適正を確保するため、ガバナンスに関する諸規程を理事会決議により定めています。

令和元年度における運用状況は、次のとおりです。

(1) 令和元年度事業報告及び決算の監事監査

別添の「監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」のとおり

(2) コンプライアンス委員会

本会は、コンプライアンス規程に基づき、本会内部にコンプライアンス委員会を設置し毎年1回定例委員会を開催するほか、必要があると認めるときは臨時委員会を開催しています。

開催状況は、次のとおりです。

開催日等	議 題
平成31年4月26日(定例)	1 内部統制システムの運用状況の概要について 2 2019年度内部監査年次計画について 3 コンプライアンスの推進について

(3) 内部監査及び実地監査フォロー

事業運営の改善を図るため、内部監査実施要領に基づき実地監査及び自主点検の実施並びに実地監査フォロー及びコンプライアンス意識醸成のための研修を次のとおり実施しました。

ア 実地監査

部 署	日 程
東北地区事務局	令和元年7月25日～26日
近畿地区事務局	令和元年10月24日～25日
業務部企画・防災課	令和2年1月24日
業務部共済事業課	令和2年2月21日

イ 自主点検

年度初めに、必須項目と各部署で主体的に設定した項目を併せて、自主点検項目として設定のうえ、定期的に点検を実施しました。

ウ 実地監査フォロー及び研修

部 署	日 程
新入職員コンプライアンス研修	平成31年4月1日
東海地区事務局	令和元年8月9日
九州地区事務局	令和元年11月29日
関東地区事務局	令和元年12月20日
中国地区事務局	令和2年2月7日

10 附属明細書

令和元年度事業報告においては、事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書は作成しません。

令和2年5月

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

独立監査人の監査報告書

令和2年5月1日

公益社団法人 全国市有物件災害共済会
理事長 福田 紀彦 殿

清泉監査法人
東京都中央区
指定社員
業務執行社員

公認会計士

辺 名 厚

<財務諸表等監査>

監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益社団法人全国市有物件災害共済会の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜財産目録に対する意見＞

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づき、公益社団法人全国市有物件災害共済会の令和 2 年 3 月 31 日現在の令和元年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上